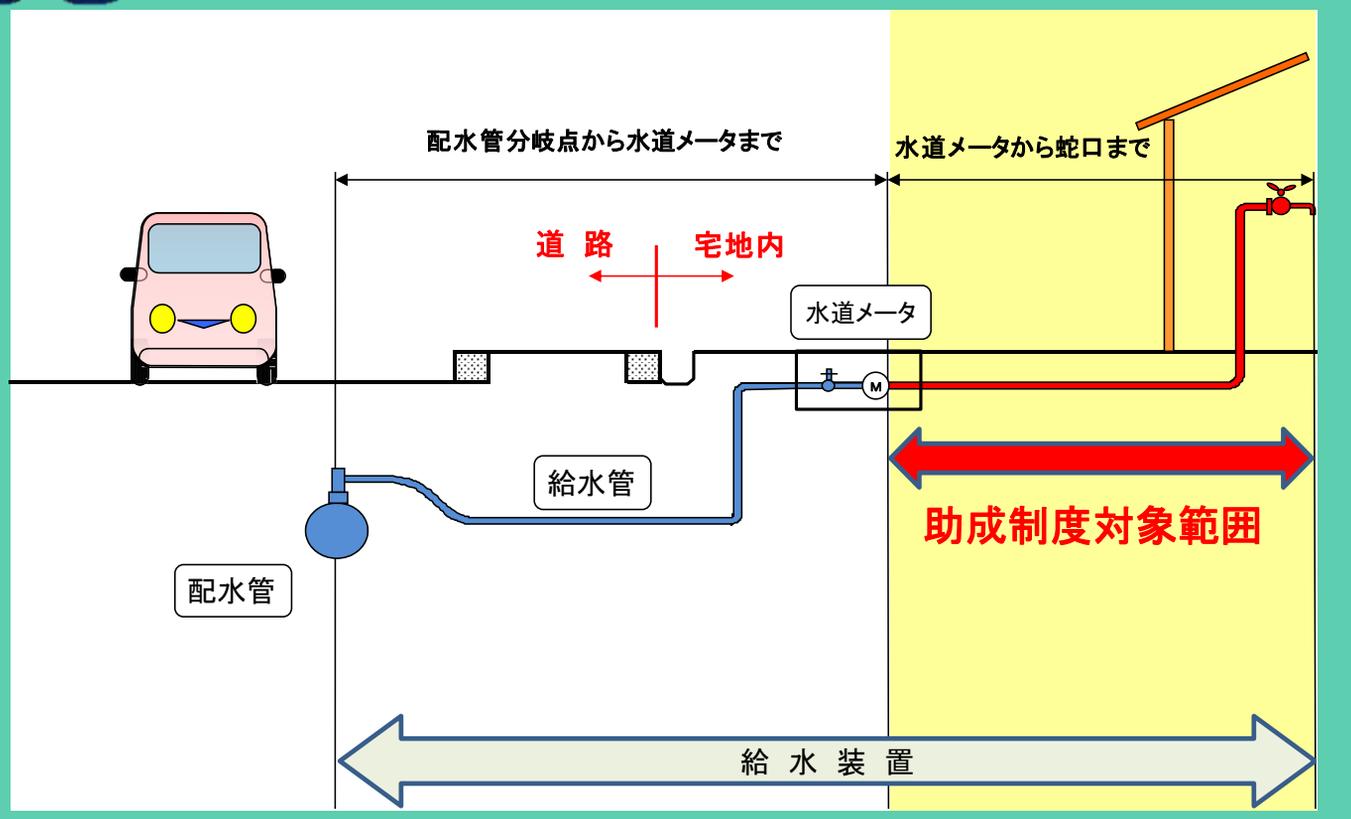


鉛製給水管取替工事助成制度

とは？



宅地内で使用している鉛製給水管（以下、「鉛管」という。）を取り替える工事について、工事代金の一部を助成する制度です。



●助成内容

水道メータから蛇口までの宅地内で使用している鉛管を他の給水管に取り替える工事とします。（鉛管を漏水修繕し取り替えた場合も対象となります。）
ただし、建物の建替工事に伴うもの、解体工事等で鉛管を撤去するだけの工事は対象外とします。

●助成金額

鉛管の取替延長に応じた工事費の2分の1とし、水道局の基準により算出します。
（上限金額は20万円）

制度の詳細については、大阪市水道局ホームページをご参照ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/>



鉛製給水管取替工事助成制度

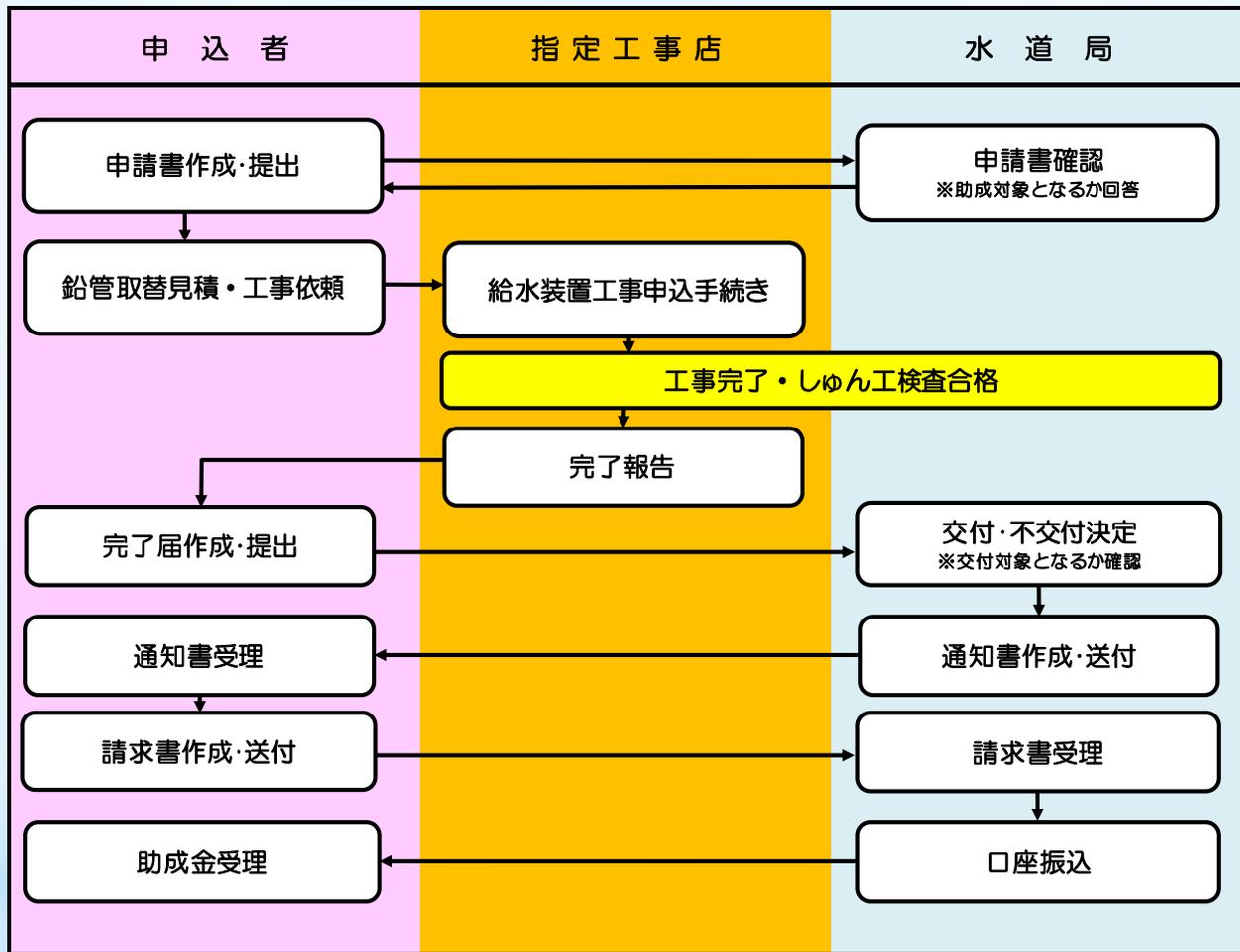
手続きの流れ（給水装置工事の場合）

交付されるまで

対象となる工事をするときは、大阪市指定給水装置工事業者（以下、指定工事店という。）に工事費の見積等（※1）を依頼し、確認していただいたうえで、工事を依頼して下さい。

給水装置工事に関する手続き等は指定工事店が、大阪市水道局東部水道センター給水装置工事グループへ申請します。

本制度を利用して取替工事を検討されるときは、事前にお客さまセンターへご連絡ください。
（※1）工事費の見積もりは、有料となる場合がありますので、事前に指定工事店へご確認ください。



！ 修繕工事の場合も事前にお客さまセンターへご連絡いただき、手続きを進めてください。

《助成制度に関するお問い合わせ先》

お客さまセンター

- <電話番号> 06-6458-1132
- <受付時間> 平日 8:00~20:00
- 土曜日 9:00~17:00
- 12月29・30日 9:00~17:00
- 3月4月のみ: 日曜・祝日 9:00~17:00
- <休業日> 日曜・祝日・12月31日~1月3日

《給水装置工事に関するお問い合わせ先》

東部水道センター給水装置工事グループ

- 〒534-0021 大阪市都島区都島本通4-12-4
- <電話番号> 06-6927-7611
- <受付時間> 平日9:00~17:30
- <休業日> 土曜・日曜・祝日
- 12月29日~1月3日

注）水道局職員を装ったり、水道局から依頼されたと偽って、ご家庭を訪問する悪質な業者が横行しております。ご注意ください。